

メーター取替及び漏水修理等業務委託に係る

公募型プロポーザル

実施説明書

令和7年11月12日

広島県水道広域連合企業団  
三原事務所

## 目 次

1	目的等	1
2	業務概要	1
3	参加資格要件	1
4	提案限度額	2
5	長期継続契約	2
6	契約保証金	3
7	業務委託料の変更	3
8	業務委託料の支払	3
9	日程等の予定	3
10	質問書の提出及び回答方法等	4
11	参加申込書等の提出方法	4
12	参加資格審査結果の通知	5
13	業務提案書等の作成及び提出方法	5
14	評価項目等	7
15	企画提案審査	8
16	審査結果の通知及び公表	8
17	契約の締結等	8
18	失格要件	9
19	その他	9
20	問い合わせ先	9
	様式（様式第1号から様式第6号）	10～18

## メーター取替及び漏水修理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

### 1 目的等

広島県水道広域連合企業団三原事務所による「メーター取替及び漏水修理等業務委託」（以下「本業務」という。）において、民間事業者の持つ技術力や知識等の提案を求め総合的に判断し、受注者を決定し本業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

メーター取替及び漏水修理等業務

#### (2) 業務実施区域

三原市内全域

#### (3) 業務内容

別紙「メーター取替及び漏水修理等業務委託仕様書」による。

#### (4) 契約期間

業務委託契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

（地方自治法 [昭和 22 年法律第 67 号] 第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

#### (5) 準備期間

業務委託契約締結日の翌営業日（発注者の翌営業日）から令和 8 年 3 月 31 日までを業務開始に向けた準備期間とし、準備期間中に要する費用は全て受注者の負担とする。

#### (6) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

### 3 参加資格要件

本業務のプロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 事業者の形態が単体企業、共同企業体、協同組合のいずれかであること。

(2) 三原市の令和 7・8 年度建設工事競争入札参加資格者名簿の「水道施設工事」又は令和 6～8 年度物品調達等登録業者名簿のうち「品目」欄の「水道メーターの維持管理」に登録されている者であること。

(3) 三原市内に本店を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定する者に該当しない者であること。

(5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づ

く更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続の開始をした者又は再生計画の認可決定を受けた者を除く。）

でないこと。

(6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律〔平成 3 年法律第 77 号〕第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

(7) 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(8) 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和 5 年 1 月 31 日広島県水道広域連合企業団条例第 21 号）で規定する水道料金、加入金及び手数料及び本市の市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納者でない者（法人及びその代表者）であること。

(9) 共同企業体又は協同組合で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア 共同企業体の場合は、各構成員の出資比率は代表者の出資比率を最大とすること。

イ 全ての構成員は、上記（3）から（8）までの条件を満たす者であること。

ウ 構成員は、本業務について当該受注者が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

エ 構成員は、他の共同企業体及び他の協同組合の構成員として、本プロポーザルに参加できないものとする。

#### 4 提案限度額

提案限度額（3 年間の合計額。消費税及び地方消費税を除く。）は、

299,325,835円（メーター取替業務及び漏水修理等業務の合計額）とする。

なお、提案見積書に記載する提案価格が、この提案限度額を超えた場合は無効とする。

#### 5 長期継続契約

(1) この公募型プロポーザルによる契約は、広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例（令和 5 年 1 月 31 日広島県水道広域連合企業団条例第 19 号）による契約であり、企業団議会における当該契約に係る令和 8 年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和 8 年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

なお、契約の解除によって生じた本件契約の受注者の損害について、発注者はその

賠償の責めを負わないものとする。

## 6 契約保証金

受注者は、委託金額の総額（消費税及び地方消費税額を除く。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結時までには納付するものとする。ただし、契約保証金に代わる担保として金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 受注者が保険会社との間に三原事務所を被保険者とする履行保証保険契約を締結し当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- (2) 受注者が過去2年間に、当該契約と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を市又は国（特別の公法人で、その事業の執行について主務大臣の監督を受けるものを含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもので契約締結後契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。なお、業務完了済であることを原則とするが、契約期間中にあっては1年以上の実績とする。

## 7 業務委託料の変更

業務委託料の変更は、受注者から毎月提出された業務実施報告書に基づき、当該年度末に発注者が業務委託料を算出し受注者と協議して定める。

## 8 業務委託料の支払

業務委託料の支払いは、月払いとし、毎月の支払額は次のとおりとする。

- (1) 毎年4月から翌年2月の月払い額  
月払い額 $\leq$ 業務委託料 $\times$ （1 $\div$ 36） $\times$ （95 $\div$ 100）の式で算出した額とする。
- (2) 毎年3月の月払い額  
月払い額 $\leq$ （4月から3月の業務実施報告書に基づき発注者が算出した額） $-$ （当該年度の既支払額）の式で算出した額とする。

## 9 日程等の予定

内容	日時
公告	令和7年11月12日（水）
質問書の提出期限	令和7年11月19日（水）
質問書に対する回答期限	令和7年11月25日（火）
参加申込書等の提出期限	令和7年11月28日（金）
参加資格審査結果の通知	令和7年12月5日（金）

業務提案書等の提出期限	令和7年12月15日（月）
企画提案審査（プレゼンテーション）	令和7年12月23日（火）
審査結果の通知	令和8年1月9日（金）
契約の締結	令和8年2月上旬
履行期間開始	令和8年4月1日（水）

なお、日程は公告日現在の予定であり、やむを得ず変更する場合があります。

## 10 質問書の提出及び回答方法等

### (1) 質問内容

本実施説明書に記載する業務提案書等作成、提出に必要な事項に限るものとし審査に係る質問は受け付けない。

### (2) 質問の提出方法等

#### ア 提出書類

質問書（別紙「様式第5号」）によるものとする。

#### イ 提出期限

令和7年11月19日（水）午後5時まで

#### ウ 提出方法

持参又は電子メール（いずれの方法も提出期限必着とする。）

持参による場合の受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までとする。

また、電子メールで提出する場合は、送信の旨を速やかに電話で連絡すること。

#### エ 提出先

〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号

広島県水道広域連合企業団三原事務所 工務維持課

電子メール m-komuiji@union.hiroshima-water.lg.jp

電話 0848-64-2167（市外局番からおかけください。）

### (3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和7年11月25日（火）までに、広島県水道広域連合企業団ホームページに掲載。

(<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/file/business/itakuekimu/mihara.html>)

## 11 参加申込書等の提出方法

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（別紙「様式第1号」）

イ 事業者概要書（別紙「様式第2号」）

ウ 業務委託共同企業体協定書（別紙「様式第3号」）

エ 委任状（別紙「様式第4号」）

※ウとエは共同企業体で参加希望する場合に必要。

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（参加申込書提出日以前の3か月以内に証明されたもの。写し可）

カ 三原市税の納税証明書（参加申込書提出日以前の3か月以内に証明されたもの。写し可。三原市に納税義務がない場合は不要。）

(2) 提出期限

令和7年11月28日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着。）

郵送による場合は簡易書留郵便等により記録が残るようにすること。また、持参による場合の受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号  
広島県水道広域連合企業団三原事務所 工務維持課

## 12 参加資格審査結果の通知

提出された参加申込書及び添付書類により参加資格審査した結果を、令和7年12月5日（金）に、参加資格を有する者と有しない者それぞれに文書にて通知する。

通知文は当日発送するが、郵便事情により到着に多少のずれが生じる場合がある。

## 13 業務提案書等の作成及び提出方法

(1) 業務提案書の提出部数及び様式等

ア 提出部数は8部（正本1部、副本7部、いずれも紙媒体で提出すること。）

イ 業務提案書は、本実施説明書の「14 評価項目等」に定める評価項目の順にすべてを作成し、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒又はカラーいずれでも可とする。

ウ 業務提案書は任意様式（A4版、両面印刷、枚数不問）とし、図及び表などはA3版折込み可とする。

エ 表紙は「メーター取替及び漏水修理等業務委託プロポーザル業務提案書」と記述し、正本のみ代表者印を押印すること。

(2) 提案見積書

提案見積書は、本業務全体（3年間）に要する費用を積算し、様式第6号にメーター取替業務、漏水修理等業務及び合計額をそれぞれ消費税及び地方消費税額抜きで記入すること。

業務提案書とは別の封筒に封印の上、1部提出すること。

(3) 提出方法等

ア 提出期限

令和7年12月15日(月)午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送(いずれの方法も提出期限必着とする。)

郵送による場合は簡易書留郵便等により記録が残るようにすること。また、持参による場合の受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出先

〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号

広島県水道広域連合企業団三原事務所 工務維持課

## 14 評価項目等

(1) 評価項目等については、次表に掲げるとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
①事業者概要及び財務状況	<b>【事業者概要書】</b> 事業者の規模、財務・経営状況より、長期継続契約業務を遂行できる経営基盤を有している。	5点
②施工実績	<b>【業務提案書】</b> 過去5年間（令和2年4月1日以降）において、メーター取替並びに配水管の布設替及び給水管の修理について豊富な経験を有している。	10点
③提案書全体	<b>【業務提案書】</b> 業務の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案となっている。	10点
④業務実施体制	<b>【業務提案書】</b> (1) 業務を遂行できる能力と人員の配置について「三原市水道事業における配水管等布設工事の品質確保に関する要綱」第4条（配管技能者の種別）に規定する技能者及び給水装置工事主任技術者の配置が予定されており、円滑に業務を遂行できる体制が確立されている。 (2) 指揮命令系統、管理・責任体制が明確になっている。 (3) 急な欠員が生じた場合に、適切な対応ができる体制となっている。	20点
⑤業務実施方針（メーター関連業務）	<b>【業務提案書】</b> (1) メーター関連業務におけるお客さまとのトラブル防止について、課題を認識した上で対策などが示されている。 (2) 大口径メーター等の取替業務の対応について、確実性と具体性がある。 (3) 業務の改善又は効率化について、独自の工夫が提案されている。 (4) 給水装置工事主任技術者の配置体制が明確になっている。	15点
⑥業務実施方針（漏水調査及び修理業務）	<b>【業務提案書】</b> (1) 漏水調査及び修理業務に配管技能者を配置している。 (2) 24時間1年体制について、確実性と具体性のある計画となっている。 (3) 複数箇所での対応について、具体性のある計画となっている。 (4) 業務の改善又は効率化について、独自の工夫が提案されている。	15点
⑦連絡体制及び応援体制	<b>【業務提案書】</b> (1) 社内や関連企業などの連携応援体制について、どう考えているか。 (2) 緊急時の連絡体制について、どのように考えているか。 (3) 大規模な断水事故等が発生した場合、広島県水道広域連合企業団三原事務所に対する支援及び協力をどのように考えているか。	15点
⑧提案見積書	価格評価=配点×最低見積価格÷提案者の見積価格 （小数点第3位を四捨五入）	10点
合計点	100点	

(2) 業務提案書に記載する項目は、上記(1)の項目全てををれなく記載すること。

評価は主に業務に対する理解度、意欲、技術力、業務提案内容の的確性、人員配置の

充実度、独自性、提案見積書の経済性等を基準として評価する。また、提案内容全体として、いかに本業務に対し優れた提案がなされているかなどの点も考慮する。

#### 15 企画提案審査（プレゼンテーション）

メーター取替及び漏水修理等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、プロポーザルによる審査結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

(1) 参加事業者の企画提案審査（プレゼンテーション）は、

令和7年12月23日（火）に実施する予定としている。詳細な日程等は別途通知する。

(2) 原則として、プレゼンテーションの順番は、業務提案書等の提出順とする。

(3) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、参加事業者において準備すること。また、準備はプレゼンテーション開始前の10分以内に行うこと。

(4) プレゼンテーション会場への入場は、4名以内とする。

(5) 各参加事業者のプレゼンテーションの持ち時間は30分以内とし、概要説明を20分程度、質疑応答を10分程度とする。

(6) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は認めないこととする。

(7) プレゼンテーションは原則非公開とする。

(8) プレゼンテーションへの参加事業者が1者のみの場合でも、審査及び評価は実施する。

#### 16 審査結果の通知及び公表

(1) 委員会の決定を受けて参加事業者に対し審査結果を令和8年1月9日（金）に通知する予定。

(2) 審査結果通知を受けた参加事業者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、当該参加事業者の審査結果について書面（様式自由）により説明を求められることができる。

(3) 審査結果は、広島県水道広域連合企業団ホームページで当日公表する。

(<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/file/business/itakuekimu/mihara.html>)

#### 17 契約の締結等

優先交渉権者と、令和8年2月上旬を目途に広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年1月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）に基づき随意契約により業務委託契約を締結する。

ただし、優先交渉権者が契約を辞退したとき又は特別な理由により契約が締結できない場合は「15 企画提案審査（プレゼンテーション）」で順位付けした参加事業者の上位から順に契約交渉を行うものとする。

## 18 失格要件

参加事業者が、業務委託契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消すこととする。

- (1) 「3 参加資格要件」に該当しなくなったとき。
- (2) 参加資格等に瑕疵が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 提出書類が提出期限までに提出されないとき。
- (5) その他不正あるいは公平性を欠く行為があったとき。

## 19 その他

- (1) プロポーザル参加及び業務開始準備期間中に要する費用は、全て参加事業者及び受注者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書及び業務提案書等は、提出期限までに改変できるものとする。
- (3) 書面による申し出により、何時でも参加を辞退することができる。
- (4) 提出された参加申込書及び業務提案書等は返却しない。

なお、発注者は、本プロポーザル手続き及びこれに関する事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存等を行う場合がある。

- (5) 提出書類、その他の確認のため追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和5年1月31日広島県水道広域連合企業団条例第6号）の規定に基づき、行政文書として情報公開の対象となる。
- (7) 「14 評価項目等」に掲げる表に基づく評価点が選定基準に満たない場合は失格となる。

なお、審査の結果、適切な参加事業者がないときは、「適切な参加事業者なし」とし、改めて公告する場合がある。

- (8) 参加希望者が1者のみの場合においても、企画提案審査（プレゼンテーション）を行い、「14 評価項目等」に掲げる表に基づく評価点が選定基準以上の場合は優先交渉権者とする。
- (9) 本実施説明書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 20 問い合わせ先

広島県水道広域連合企業団三原事務所 工務維持課

住 所：〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号

電 話：0848-64-2167（市外局番からおかけください。）

電子メール：m-komuiji@union.hiroshima-water.lg.jp

(様式第1号：参加申込書)

年 月 日

広島県水道広域連合企業団 三原事務所長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

### 参加申込書

「メーター取替及び漏水修理等業務委託に係る公募型プロポーザル」に参加したいので参加申込書を提出します。

なお、本書に添付する書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

#### 【連絡先】

担当者所属	
(フリガナ)	
担当者職・氏名	
電話番号	(市外局番)
メールアドレス	

(様式第2号：事業者概要書)

## 事業者概要書

### 1 事業者概要

設立年月日	年 月 日		
資本金	千円	自己資本金	千円
従業員数	正社員 ( 人) 臨時・嘱託・パート ( 人)		

三原市内の拠点となる本店、支店又は営業所

所在地	〒
商号又は名称	
電話番号	(市外局番)
メールアドレス	
支店・営業所数	支店 ( ) 営業所 ( )

### 2 業務内容

--

※事業者概要書に添えて、履歴事項全部証明書、令和4年度から令和6年度の3か年分の貸借対照表、損益計算書及び定款を提出すること。

(様式第3号：業務委託共同企業体協定書) 共同企業体の際には必要です。

## 業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的として、他の事業は一切営まない。

広島県水道広域連合企業団三原事務所の発注にかかるメーター取替及び漏水修理等業務委託(以下「本業務」という。)の請負。

(名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_業務委託共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、本業務の請負契約の履行完了後、発注者の承諾を得た日に解散する。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体構成員は、次のとおりとする。

構成員 住 所

商号及び名称

構成員 住 所

商号及び名称

構成員 住 所

商号及び名称

(代表者)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

2 前項の代表者が退任した場合は、当企業体は新代表者を専任してこれを発注者に通知するものとする。

3 前項の通知前に従前の代表者が本業務に関する行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し当企業体を代表して、発注者等と折衝する権限、自己の名義をもって見積書の提出、契約の締結及び変更・履行に関する一切の事項を処理する権限並びに業務委託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務にあたるものとする。

2 運営委員会に委員長を置き、当企業体の代表者をもってこれにあてるものとする。

3 運営委員会のもとに、事務局を置く。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は\_\_\_\_\_とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、本業務の各事業年度における業務が完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(履行期間途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体の本業務を履行完了する日まで脱退することができない。

(履行期間途中における構成員の破産又は解散における処置)

第17条 構成員のうちいずれかが本業務の履行期間途中において、破産又は解散した場合においては、残存構成員が当該構成員の負担業務を完成させるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、上記のとおり\_\_\_\_\_  
業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_\_\_\_通を作成し、  
各通に構成員が記入押印し、各自1通所有するものとし、正本1通は発注者である広島県  
水道広域連合企業団三原事務所に提出するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

印

所在地

商号又は名称

代表者

印

業務委託共同企業体協定書第8条に基づく協定書

広島県水道広域連合企業団三原事務所発注に係る次の業務については\_\_\_\_\_業務委託共同企業体第8条の規定より、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、本業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1. 業務の名称

2. 出資の割合

〇〇会社            %

〇〇会社            %

\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、上記のとおり出資割合を定めたので、その証拠として協定書\_\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自1通を保有するものとし、正本1通は、発注者である広島県水道広域連合企業団三原事務所に提出するものとする。

令和 年 月 日

(代表者) 所在地

商号又は名称

代表者

印

(構成員) 所在地

商号又は名称

代表者

印

(様式第4号：委任状) 共同企業体の際には必要です。

## 委 任 状

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団 三原事務所長 様

共同企業体の名称

構成員 所在地

商号又は名称

代表者

印

構成員 所在地

商号又は名称

代表者

印

私たちは次の共同企業体代表者を代理人と定め、広島県水道広域連合企業団三原事務所の発注にかかる、メーター取替及び漏水修理等業務委託の公募型プロポーザルに関し次の権限を委任します。

受任者（共同企業体代表者）

所在地

商号又は名称

代表者

## 委 任 事 項

1. 公募型プロポーザルに関する事。
2. 契約に関する事。
3. 支払金の請求及び受領に関する事。
4. 復代理人の選任に関する事。

受任者印鑑



受任者使用印鑑



(様式第5号：質問書)

年 月 日

広島県水道広域連合企業団 三原事務所長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

質 問 書

「メーター取替及び漏水修理等業務委託公募型プロポーザル」について、次のとおり質問します。

質 問 内 容

(様式第6号：提案見積書)

### 提 案 見 積 書

見積金額（税抜）

		百 万	千	円
メーター取替業務	¥			
漏水修理等業務	¥			
合 計	¥			

※3年間に要する費用を消費税及び地方消費税抜きで記入してください。

業 務 名 メーター取替及び漏水修理等業務委託

業務実施区域 三原市内全域

広島県水道広域連合企業団契約規程・広島県水道広域連合企業団会計規程及び実施説明書等を熟知のうえ、見積もりします。

年 月 日

広島県水道広域連合企業団 三原事務所長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

※ 業務提案書とは別の封筒に、封印の上、1部提出してください。